

外部評価事業の選定方法等について

1. 外部評価対象事業

令和6年度「第2次十和田市総合計画後期基本計画 第3期実施計画事業」(全 145 事業)のうち、重点プロジェクトに関連する 98 事業を対象とする。(資料2-1参照)

なお、次の事業は対象外とする。(資料2-1で灰色としている事業)

※対象外の事業

①重点プロジェクトに関連していない事業(13 事業)

②令和6年度に選定された事業(5事業)

- ・とわだ産品の情報発信(とわだ産品販売戦略課)
- ・放課後児童クラブ(仲よし会)(こども支援課)
- ・就労継続支援(生活福祉課)
- ・空き家等対策(都市整備建築課)
- ・広報紙等の充実(総務課)

③教育委員会が実施する事業(26 事業)

【理由】教育委員会の事務事業は、教育委員会において地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに、公表しているため。

④完了等により、令和6年度で終了した事業(3事業)

2. 対象事業の選定方法

資料2-1、資料2-2及び資料2-3をご参照の上、重点プロジェクトごとに2事業ずつ選定いただき、重点プロジェクトごとに選定数が最も多い各1事業、計5事業を評価対象事業とする。

※選定数が同率となった場合は、委員長と相談の上、選定

3. 対象事業の評価方法

選定された事業担当課は、委員の皆様の前で、事業説明をし、それを基に、事業内容等について評価する。評価の内容については取りまとめの上、市ホームページにて公開する。

4. スケジュールについて

